

## 回 答 書

令和6年11月25日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 弁護士 野々山 宏 先生  
事務局長 弁護士 増田 朋記 先生  
(fax 075-746-5207)

〒530-0047

大阪市北区西天満4-6-18

アクセスビル5階

弁護士法人 大阪芙蓉法律事務所

学校法人京都仏眼教育学園

京都仏眼鍼灸理療専門学校代理人

弁護士 幸 田 勝 利

弁護士 大 黒 光 大

(tel06-6315-8245/fax06-6315-6398)

冠省

当職らは学校法人京都仏眼教育学園京都仏眼鍼灸理療専門学校（以下「当法人」といいます）の代理人として、貴職ら作成の2024年10月22日付け「御連絡」文書に対して、以下のとおり回答いたします。

### 1 入学金の内訳の開示及び根拠資料提出について

入学金については、当職ら作成の令和6年8月21日付け回答書でも主張しているとおり、入学し得る地位の対価、可能な限り学生の入学を担保する意味合い、入学手続に要する経費等の回収をする必要から徴収しているものです。

その金額の内訳や根拠について、現理事長が就任する遙か以前に入学金の金額が設定されており、その状態をそのまま引き継ぐ形で現在に至っており、金額設定時の資料も残存していないことから、今となっては詳細な内訳や根拠を示すことは困難ではあるものの、平成28年度までは定員を超える志願者がいたため、入学し得る地位の対価、入学担保の意味合いの要素が大きく、現在の金額設定となったものと考えられます。

もっとも、鍼灸学校の激増や少子化などの社会変化に伴い、当法人も志願者が徐々に減少傾向にあったことから、年1回の入試では定員に満たないことがあります、複数回の入試を予定せざるを得なくなりました（平成28年度までは年1回の入試のみでしたが、定員を満たしていました）。平成29年度入

学生からは、定員割れが生ずるようになってきており、入学し得る地位の対価、入学担保の意味合いが薄れてきているのは確かです。

このような状況の中で、当法人としても入学してくる学生の負担を少しでも軽減するべきであると判断し、その軽減目的で、平成29年度から、当法人独自に全ての学生が受給資格を持つ京都仏眼成績優良者特別奨学金（給付型）制度を新設しております。この制度は、最大2年間で、本科は65万円、第1鍼灸科は60万円、選科・第2鍼灸科は55万円の給付型奨学金（実質上は授業料減免）を実施し、実際に多くの学生に適用しているところです。

同時に、貴法人からのご指摘を受け、入学金（入学辞退者への返金）の見直しを行う必要性も認識するに至りました。貴職ら作成の2024年8月5日付け「差止請求書」記載の京都府内での準学校における入学金の上限が40万円程度であること等をも参考にして、40万円を超えるものについては辞退者に返還するのが相当であると考え、前回の回答に至った次第です。

既に当法人ホームページ上で、入学辞退者には40万円を超える部分については返還する旨周知しておりますが、加えて後記のとおり入学金自体の金額変更手続きを予定しております。

## 2 返金対応について

過去の入学辞退者について、当法人として、直近10年以内の辞退者に関しては、当該辞退者より申出があれば返金対応する意向です。ちなみに過去10年間における入学辞退者は、本科3名、選科1名でした。

## 3 入学金変更対応の時期について

当法人として、令和6年12月2日に理事会及び評議員会を招集し、そこで「入学金変更について」を議題として挙げ、金額変更のための議論をする予定です。

上記議論を経て入学金の金額変更が決定されれば、主務官庁に学則変更の変更承認申請を行い、令和8年度学生募集要項から変更可能と考えております。

以上のとおり、回答いたします。

草々